

事務連絡  
令和7年4月15日

都道府県  
各保健所設置市 母子保健主管部（局）長 殿  
特別区

こども家庭庁成育局母子保健課

### 妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について

母子保健行政の推進については、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。

妊婦健康診査に係る公費負担については、平成25年度より、安心・安全な出産のために必要とされる受診回数（14回程度）に係る検査費用について、地方財政措置が講じられています。また、平成27年4月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号。以下「望ましい基準」という）において、その実施時期、回数及び検査項目等を定めているところです。さらに、令和4年度には、子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」を実施し、その結果等を踏まえ、令和5年3月27日付け事務連絡「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について」（以下「令和5年3月27日付け事務連絡」という。）により、地方公共団体に対して妊婦健康診査に関する公費負担の推進や公費負担している検査項目、回数、費用等の情報提供等について依頼を行ったところです。

こうした中で、今般、令和6年4月1日現在における各市区町村の妊婦健康診査の公費負担の状況について調査結果を取りまとめましたので、各市区町村においては、下記のとおり妊婦健康診査の公費負担の取組の推進をお願いします。

また、都道府県においては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査に係る公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村（保

健所設置市・特別区を除く）への周知徹底をお願いします。

## 記

### 1. 妊婦健康診査の公費負担の推進について

今回の妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査では、すべての市区町村で14回以上の健康診査の公費負担が行われていることや、妊婦1人当たりの公費負担額の全国平均が109,730円（前回調査は108,481円）となっていること等が確認されたところです。

また、受診券方式（※）の1,607市区町村のうち、望ましい基準に定める全ての検査項目の公費負担を実施する市区町村は1,477市区町村（91.9%）となっており、前回調査（1,605市区町村のうち1,462市町村（91.1%））より市区町村数は増加しているものの、いまだ8%程度の市区町村において望ましい基準に定める検査項目の一部に公費負担が実施されていない状況となっています。

このため、望ましい基準に定められている全ての検査項目について公費で負担することができるよう、その経費について地方交付税措置が講じられていることを踏まえ、妊婦の自己負担が発生しないよう、公費負担の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

※ 毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるものを指す。

### 2. 妊婦健康診査に関する情報提供等について

令和5年3月27日付け事務連絡により依頼したとおり、引き続き、公費負担している妊婦健康診査の検査項目、回数、費用等について、受診券やホームページ等による分かりやすい提示や、母子健康手帳交付時等の機会を活用した情報提供を行っていただくとともに、妊婦の利便性を確保するため、都道府県にも必要な協力をいただきながら、集合契約の導入等による妊婦健康診査の委託医療機関の拡大などの取組を進めていただくようお願いいたします。